

募集予告

令和2年度 研究開発支援補助金

公益財団法人飯塚研究開発機構では、地域企業のみなさまの技術課題解決等を支援するため、開発段階に応じた各種補助金を準備しております。

実用化開発 補助金

補助金額 250万円以下
補助率 2/3以内

調査研究 補助金

補助金額 100万円以下
補助率 2/3以内

製品試作 補助金

補助金額 10万円以上 30万円以下
補助率 9/10以内

※補助金の詳細は裏面をご覧ください。

※補助金の内容は予告なく変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

公募説明会を 令和2年4月8日(水)に開催予定です。

募集期間

令和2年4月1日(水) 募集開始予定

令和2年4月1日に飯塚研究開発機構ホームページ上に応募申請書様式をアップロードします。

※飯塚研究開発機構ホームページ <http://www.cird.or.jp/>

応募方法

飯塚研究開発機構ホームページから応募申請書様式をダウンロードしていただき、必要事項を記入して、必要書類を添付の上、ご提出ください。(郵送または持参)

※飯塚研究開発機構ホームページ <http://www.cird.or.jp/>

対象

原則として、福岡県内に本社を有し、かつ補助対象地域の開発拠点で補助事業を実施する中小企業者

※補助対象地域は裏面参照。ただし、製品試作補助金は申請時に飯塚研究開発機構コーディネーターの指導を受けている者に限る。

お問い合わせ

公益財団法人飯塚研究開発機構 820-8517 福岡県飯塚市川津680番地41

TEL (0948) 26-1606 (テクニカルコーディネーター直通)

TEL (0948) 21-1156 (研究開発部)

研究開発支援事業費補助金

補助金の概要

事業化の段階	調査研究補助金	販路開拓をめざして行う調査研究に対して助成します。 募集期間 4月から5月頃
	実用化開発補助金	新規の実用化に向けた研究開発に対して助成します。 募集期間 4月から5月頃
	調査研究補助金	事業化の可能性を事前に調査する（F/S）または、新規開発、技術の高度化をめざして行う調査研究に対して助成します。 募集期間 4月から5月頃
	製品試作補助金	新規開発で、机上検討を「かたち」に具現化する際、試作に必要な経費を助成します。 募集期間 4月から10月頃にかけて随時受付
※事業化段階と補助金活用の目安		

	補助金額	補助率	補助対象経費	補助事業期間
実用化開発補助金	250万円以下	2/3	機械装置費、消耗品費、旅費、外注費、委託研究費、技術導入費、直接人件費、その他経費	交付決定日から令和3年1月31日まで
調査研究補助金	100万円以下	2/3	機械装置費、消耗品費、旅費、外注費、委託研究費、技術導入費、直接人件費、その他経費	交付決定日から令和3年1月31日まで
製品試作補助金	10万円以上 30万円以下	9/10	消耗品費、外注費、直接人件費、その他経費	交付決定日から令和3年1月31日まで

対象

原則福岡県内に本社を有し、かつ補助対象地域の開発拠点で補助事業を実施する中小企業者
※ただし、製品試作補助金は申請時に飯塚研究開発機構コーディネーターの指導を受けている者に限る。

(表2) 中小企業者として本事業の対象となる基準

本事業の補助対象地域	主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本の額又は 出資の総額	従業員基準 常時使用する 従業員の数
中間市、直方市、宮若市、飯塚市、嘉麻市、田川市、行橋市、豊前市、宗像市、福津市、古賀市、筑紫野市、朝倉市、芦屋町、水巻町、遠賀町、岡垣町、鞍手町、小竹町、桂川町、福智町、糸田町、川崎町、香春町、赤村、大任町、添田町、荻田町、みやこ町、築上町、上毛町、吉富町、久山町、篠栗町、須恵町、宇美町、筑前町、東峰村	製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
	小売業	5千万円以下	50人以下
	サービス業（下記3業種を除く）	5千万円以下	100人以下
	ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下

(注1) 常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

(注2) 『みなし大企業の定義』

- ・発行済み株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済み株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

中小企業の定義

(表2) に示す資本金基準と従業員基準のいずれかを満たす企業であって、みなし大企業(注2) に該当しないもの。

技術高度化支援事業

技術の高度化や課題解決のために大学教授等の専門家の指導を必要とする場合、最適な専門家を紹介し、その指導料（謝金 30分あたり5,000円）を支援します。

募集期間 4月から12月頃にかけて随時受付

事業期間 採択日から令和3年2月28日まで

対象 研究開発支援事業の対象と同じ

支援限度額 【飯塚研究開発センター入居企業】 1社あたり22万円 【その他の企業】 1社あたり11万円